

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		938,660
	1 分担金及び負担金	938,660
2 チ ッ ソ ン 貸 付 費		1,091,852
	1 諸 収 入	1,091,852
3 水俣病問題解決支援財団支出費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
4 支 援 措 置 費		9,236,221
	1 国 庫 支 出 金	7,339,162
	2 繰 入 金	65,059
	3 県 債	1,832,000
歳 入 合 計		11,543,001

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		2,385,705
	1 公 債 費	2,385,705
2 チ ッ ソ ン 貸 付 費		5,383,113
	1 公 債 費	5,383,113
3 水俣・芦北地域振興基金貸付費		1,600,856
	1 公 債 費	1,600,856
4 水俣病問題解決支援財団支出費		276,268
	1 公 債 費	276,268
5 支 援 措 置 費		1,897,059
	1 環 境 費	1,832,000
	2 公 債 費	65,059
歳 出 合 計		11,543,001

<p>平成14年度熊本県病院事業会計予算 (総則) 第1条 平成14年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 (1) 病床数 200床 (2) 年間患者数 63,510人 院 来 32,450人 (3) 一日平均患者数 174人 院 来 110人 (収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収入 2,050,261千円 第1款 病院事業収益 1,187,536千円 第1項 医業収益 862,725千円 第2項 医業外収益 支出 2,177,113千円 第1款 病院事業費用 2,023,310千円 第1項 医業費用 153,753千円 第2項 医業外費用 50千円 第3項 予備費 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額47,378千円は過年度分損益勘定留保資金8,342千円及び当年度分損益勘定留保資金39,036千円で補てんするものとする。)。) 収入 132,927千円 第1款 資本的収入 132,927千円 支出 180,305千円 第1款 資本的支出 4,953千円 第1項 建設改良費 175,352千円 第2項 企業債償還金 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。 (1) 職員給与費 1,379,090千円 (2) 交際費 50千円 (たな卸資産の購入限度額) 第6条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。</p>	
--	--

第2表 地方債				
起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
子 貸 付 特 別 資 金	1,832,000	(借入先) 財務省、総務省、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	20年以内(うち 据置期間3年以 内) 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

(債務負担行為)
第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
業務用諸機器リース契約	平成15年度から 平成18年度まで	千円 12,601

(企業債)
第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本発電所整備費及び緑川発電所整備費	千円 241,000	(借入先) 財務省、公営企業金融公庫、銀行、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れすることができる。	年10%以内	30年以内(うち償還期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等 但し、財政その他都合により、繰上償還をなし、又は借り替えることができる。
		発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。		

(一時借入金)
第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。
第 8 条 予定支出の各項の経費の金額の流用) 第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 第 3 条 支 出
第 1 款 事 業 費
第 1 項 営 業 費 用
第 2 項 営 業 外 費 用

平成14年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成14年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 241,020,000 KWH

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益 2,359,125千円
第 1 項 営業収益 2,343,658千円
第 2 項 営業外収益 15,467千円

支 出

第 1 款 事業費 2,226,065千円
第 1 項 営業費用 2,040,857千円
第 2 項 営業外費用 175,208千円
第 3 項 予 備 費 10,000千円
(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額658,590千円は、消費税資本的収支調整額28,958千円、減債積立金109,942千円、中小水力発電開発改良積立金328,161千円及び過年度分損益勘定留保資金191,529千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入 482,889千円
第 1 項 企業債 241,000千円
第 2 項 他会計からの返還金 241,889千円

支 出

第 1 款 資本的支出 1,141,479千円
第 1 項 建設改良費 598,119千円
第 2 項 企業債償還金 109,942千円
第 3 項 他会計への繰出金 423,418千円
第 4 項 予 備 費 10,000千円